

令和 8 年度 就学援助制度のお知らせ

小・中学校（市立・国立及び私立小・中学校、大阪府立の中学校）に通うお子様をお持ちで、経済的に困りの保護者に対し、学校で必要となる諸経費を援助する制度です。

※大阪府立の中学校とは、富田林中学校、咲くやこの花中学校、水都国際中学校の3校です。

1 補助の対象となる方

- 世帯全員の総所得金額（令和 7 年 1 月から 12 月分）が、認定基準額以下の方
※経済状況が前年に比べ、失業や災害等の特別な事情で悪化した場合は対象の可能性があるのでご相談ください。
- 前年度又は当該年度において、生活保護の停止又は廃止を受けた方

2 援助内容

支給項目	支給予定額（児童生徒 1 人当たりの年額）	
	小学校	中学校
学用品費・通学用品費	1 年 13,230 円	1 年 25,040 円
校外活動費	2～6 年 15,500 円	2・3 年 27,310 円
入学準備金	6 年のみ 81,000 円	
学校給食費	実費相当額（上限有り）	
修学旅行費	実費相当額（※参加者かつ支給対象経費のみ）	
臨海林間学舎費	実費相当額（※支給対象経費のみ） 限度額 7,000 円	実費相当額（※支給対象経費のみ） 限度額 8,000 円
医療費	学校保健安全法で指定された病気（結膜炎・う歯・中耳炎等）の治療費が、学校から発行される医療券により受診することで、無料となります。	

※ 援助費は、年額を 3 回に分け、金融機関口座へ 8 月・12 月・3 月中に振込予定です。

※ 学校給食費が無償の場合、無償期間内は就学援助からの支給はありません。

3 申請方法

<電子申請での手続>

申請期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 4 月 30 日（木）
申請方法	QR コード又は URL から「令和 8 年度 寝屋川市就学援助受給申請」に必要事項を入力。
URL	https://logoform.jp/form/Qe3c/1438160
添付書類	振込を希望する保護者名義口座の銀行名、支店番号、口座番号、口座名義が記載されているページの写しのデータを添付。

<QRコード>



<郵送での手続>

申請期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 4 月 30 日（木） ※令和 8 年 4 月 30 日（木）消印有効
	受給申請書（ホームページからダウンロード可）に必要書類を添付して郵送。（切手を貼って郵送） ※郵送の場合、郵便の不着や遅延等の一切の責任は負えません。 ※万が一の郵便事故がご心配な方は、特定記録郵便又は簡易書留など記録に残る郵便で送付してください。 ※郵送での手続の場合、申請受付の控え（受理証）の発行を省略します。
宛先	〒572-8555 寝屋川市本町 1 番 1 号 教育政策総務課（就学援助担当）
添付書類	受給申請書に必要事項を記入の上、振込を希望する保護者名義口座の銀行名、支店名、口座番号、口座名義が記載されているページの写しを添付。

<窓口での手続>

申請期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 4 月 30 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（土・日曜、祝日を除く）
申請方法	申請窓口で受給申請書（ホームページからダウンロード可）の提出。
受付場所	寝屋川市役所 東館 2 階 教育政策総務課（寝屋川市本町 1 番 1 号）
持ち物	振込を希望する保護者名義口座の通帳又はキャッシュカード

4 申請手続

1. 申請様式に必要事項を記入してください。小学生と中学生がいる世帯でも提出する申請書は1枚です。(電子申請は、1世帯につき1回です。)
2. 申請は年度ごとに必要です。(過去に申請した場合でも、年度が変わったら新たに申請を行ってください。)
3. 前年の収入の有無にかかわらず、世帯全員の令和8年度市・府民税の申告を済ませておいてください。(申請時に所得証明書の準備が間に合わない場合は、別途(後日)提出してください。)
4. 令和8年1月1日現在、他市に在住の申請者(保護者)は、必ず次の書類のいずれか1通を申請書に添付して提出してください。(郵送可)
 - ・令和7年分の給与所得の源泉徴収票の写し
 - ・令和8年度の課税証明書(6月以降、前住所地の市区町村で取得)
 - ・その他:令和7年分の総所得金額が証明される書類※上記書類には、配偶者控除の有無、扶養人数が明記されている必要があります。
5. 生活保護法による教育扶助を受けている方は、申請できません。

5 援助の認定

1. 認否を決定しましたら、認否決定通知書(ハガキ)を送付します。
<認否決定通知発送時期>
 - ・4/1~5/31の申請⇒7月下旬
 - ・6/1~10/31の申請⇒11月下旬
 - ・11/1~1/31の申請⇒2月下旬
2. 年度途中における転出及び生活保護の受給等により援助の必要がなくなったときの廃止通知はしません。なお、再度就学援助を必要とする場合は、新たに申請してください。
※前年分の総所得金額の不明、及び申請書記載事項の不備等により判定できない場合は、否認認定となります。

6 援助の支給

1. 支給額は、認定通知書(ハガキ)に記載。
(年度途中における転出等の場合は、当該月分までを支給。)
2. 援助費は、保護者が指定する金融機関口座に8月・12月・3月の3回に分けて振り込みます。
3. 医療費については、随時、学校から発行される医療券により受診することで無料となります。
なお、就学援助費の受給申請をしてから認否決定されるまでに、学校病で医療券の援助を希望される方には、受付番号を学校に通知することにより医療券を発行します。
ただし、認定されなかった場合は、医療費を早急に受診された医療機関へ支払ってください。
医療券の発行を受けないで受診された場合は、援助の対象となりません。
4. 生活保護を受けている方に対する修学旅行費は、修学旅行実施後に支給します。(申請不要)
5. 本制度を利用されても、学校へ毎月の学校諸費を納めてください。
6. 口座を変更する場合は、届出が必要です。

7 令和8年度認定基準額 <参考>

世帯構成(例)	総所得金額(世帯合算)
① 2人世帯(35歳・9歳)の場合	1,898,674円 (※ひとり親世帯の場合 2,124,274円)
② 3人世帯(35歳・30歳・9歳)の場合	2,567,766円
③ 4人世帯(40歳・35歳・14歳・9歳)の場合	3,274,208円
④ 5人世帯(40歳・35歳・14歳・9歳・4歳)の場合	3,668,250円

※ひとり親世帯の場合、世帯内の18歳未満(令和8年4月1日現在の年齢)の子の数が1人の場合225,600円、2人の場合283,200円(以下1人増えるごとに34,800円)を認定基準額に加算します。

※税制改正に伴い2025年分(令和7年分)からは、給与所得又は公的年金所得がある人は、収入により異なりますが、総所得金額から最大10万円を差引いた額を認定基準額として用いる場合があります。

就学援助の適用期間は1年間(4月~翌年3月)です。

現在受給中で、引き続き就学援助を希望される場合は、毎年4月に申請が必要です。

※ **5月以降に申請された場合、受付をした月からの認定期間となります。**